

南丹市地域脱炭素重点対策加速化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、再生可能エネルギーの導入と省エネの普及により本市における脱炭素化の推進を図ることを目的として、太陽光発電設備等を設置する者に対し、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、南丹市補助金等の交付に関する規則（平成18年南丹市規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 市内において自ら居住し、若しくは居住する予定の住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）又は当該住宅と同一敷地内にある建築物をいう。
- (2) 事業所 市内において生産若しくはサービス提供を事業として行う事業所又は当該事業所と同一敷地内にある建築物をいう。
- (3) 太陽光発電設備 住宅又は事業所（以下「住宅等」という。）における太陽光を電気に変換する太陽光モジュール及びその附属設備をいう。
- (4) 蓄電池 住宅に設置する太陽光発電設備と常時接続しており、同設備が発電する電気を充放電できる蓄電池及びその附属設備をいう。
- (5) 高効率空調機器 住宅で使用している従来の空調機器に対して30パーセント以上の省CO2効果が得られるものをいう。
- (6) PPA事業 発電事業者が、住宅等に太陽光発電設備又は太陽光発電設備及び蓄電池を当該発電事業者の費用により設置し、所有及び維持管理した上で、当該太陽光発電設備によって発電された電気を当該住宅等の所有者に販売し電気を供給する事業をいう。
- (7) リース事業 リース事業者が住宅等に太陽光発電設備又は太陽光発電設備及び蓄電池を設置し、維持管理を行う代わりに、住宅等の所有者がリース事業者に対して月々のリース料金を支払う事業をいう。

(補助対象設備等)

第3条 補助対象設備、補助対象経費及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金額に1,000円未満の端数が生じたとき

には、これを切り捨てるものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者であって、補助対象設備の種類ごとに、それぞれ別表に定める補助対象者の要件に該当するものとする。

(1) 市税の滞納がない者

(2) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）、補助対象設備を提供する者の代表者等（役員又は使用人その他の従業員並びに構成員を含む。）及び住宅等の所有者が、南丹市暴力団排除条例（平成23年条例第26号）第2条第3号に規定する暴力団員でない者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号。以下「国実施要領」という。）別紙2の2中、第3条別表の各設備等の該当欄に定めるとおりとする。ただし、国実施要領が改正されたときは、交付申請時点の国実施要領に定めるとおりとする。

(交付申請)

第6条 申請者は、南丹市地域脱炭素重点対策加速化事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて提出するものとする。

2 申請の受付は、先着順に行うものとし、予算の範囲を超えたときは受付を終了する。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付及び交付額を決定し、申請者に南丹市地域脱炭素重点対策加速化事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、補助金の不交付を決定したときは、南丹市地域脱炭素重点対策加速化事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(補助事業の着手)

第8条 申請者は、前条第1項の規定による交付決定を受けた後でなければ、補助対象事業に着手してはならない。

2 申請者は、補助金の交付の決定がある前に事業に着手するときは、南丹

市地域脱炭素重点対策加速化事業指令前着手届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（変更承認申請書等）

第9条 第7条の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、補助金交付決定通知を受けた後、補助金交付申請内容を変更し、又は事業を中止若しくは廃止しようとするときは、南丹市地域脱炭素重点対策加速化事業補助金変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（変更承認及び通知）

第10条 市長は、前条の変更承認申請書を受理したときは、必要な調査を行い、補助金の変更の可否について決定し、適当と認めるときは、南丹市地域脱炭素重点対策加速化事業補助金変更承認通知書（様式第6号）により、その旨を当該交付対象者に通知するものとする。

（状況報告等）

第11条 市長は、必要と認めるときは、交付対象者に対して補助事業の遂行に関する報告をさせることができる。

（実績報告）

第12条 交付対象者は、補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して30日を経過する日又は市長が別途指定する日までのいずれか早い日までに、南丹市地域脱炭素重点対策加速化事業補助金実績報告書（様式第7号）に、必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による報告書の提出を受けたときは、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかを調査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、南丹市地域脱炭素重点対策加速化事業補助金額確定通知書（様式第8号）により交付対象者に通知するものとする。

（請求及び交付）

第14条 交付対象者は、前条の規定による補助金の額の確定通知を受けたときは、南丹市地域脱炭素重点対策加速化事業補助金交付請求書（様式第9号）を提出するものとし、市長はこれに基づき補助金を交付する。

（交付決定の取消し等）

第15条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

2 前項の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、南丹市地域脱炭素重点対策加速化事業補助金取消通知書（様式第10号）により交付対象者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

（取得財産等の管理義務）

第16条 交付対象者は、補助事業により取得した財産について、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（財産処分の制限等）

第17条 規則第20条の市長が定める期間は、法定耐用年数とする。

2 財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知）の例による。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この告示は、令和6年10月1日から施行し、令和6年7月9日から適用する。

（経過措置）

令和6年7月9日から令和6年9月30日までに着手した補助事業については、第8条第2項の規定は適用しない。

附 則（令和7年5月14日南丹市告示第233号）

（施行期日）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和7年8月1日南丹市告示第277号)

(施行期日)

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

(1) 太陽光発電設備（自家消費型）

| | |
|--------|---|
| 補助対象者 | 次のいずれかに該当する者 1 事業所に補助対象設備を設置する者 2 住宅に補助対象設備を設置する者 3 事業所にPPA又はリース契約に基づき補助対象設備を設置する者 |
| 補助対象設備 | 住宅においては、1から5まで、事業所においては、1から4まで及び6のいずれにも該当するもの 1 国実施要領別紙2の2ア（ア）に定める交付要件を満たすこと。 2 本市の区域内に設置されるものであること。 3 商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は交付対象外とする。 4 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て導入する設備でないこと。 5 (2)に定める蓄電池と同時に設置するものであること。 6 他の法令で義務付けがある場合においては、その容量の110%以上を設置するものであること。 |
| 補助金額 | 1 住宅に設置されるもの 70,000円/kW(350,000円を限度とする。) 2 事業所に設置されるもの 50,000円/kW（自家保有により設置するものは2,500,000円、PPA方式又はリース契約により設置するものは35,250,000円を限度とする。） |

(2) 蓄電池

| | |
|--------|--------------------------------------|
| 補助対象者 | 住宅に補助対象設備を設置する者 |
| 補助対象設備 | (1)の付帯設備として設置する蓄電池であって、次のいずれにも該当するもの |

| | |
|------|---|
| | <p>1 国実施要領別紙2の2ア(イ)に定める交付要件を満たすこと。</p> <p>2 本市の区域内に設置されるものであること。</p> <p>3 商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は交付対象外とする。</p> <p>4 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て導入する設備でないこと。</p> <p>5 (1)に定める太陽光発電設備と同時に設置するものであること。</p> |
| 補助金額 | 国実施要領で定める蓄電池の価格の1/3以内 |

(3) 小水力発電

| | |
|--------|---|
| 補助対象者 | 南丹市が選定する事業者で、指定の場所に補助対象設備を設置する者 |
| 補助対象設備 | <p>1 国実施要領別紙2の2イ(ク)に定める交付要件を満たすこと。</p> <p>2 本市の区域内に設置されるものであること。</p> <p>3 商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は交付対象外とする。</p> <p>4 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て導入する設備でないこと。</p> |
| 補助対象経費 | 交付金の交付の対象となる事業費の区分及び各費目の内容は国実施要領別表第1に定めるとおりとする。 |
| 補助金額 | 補助対象経費の2/3以内(限度額は、市長が別に定める。) |

(4) 熱利用設備(再生可能エネルギー熱(木質バイオマスボイラー))

| | |
|--------|---------------------------------|
| 補助対象者 | 南丹市が選定する事業者で、指定の場所に補助対象設備を設置する者 |
| 補助対象設備 | 1 国実施要領別紙2の2イ(ケ)に定める交付要件を満たすこと。 |

| | |
|--------|--|
| | <p>2 本市の区域内に設置されるものであること。</p> <p>3 商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は交付対象外とする。</p> <p>4 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て導入する設備でないこと。</p> |
| 補助対象経費 | 交付金の交付の対象となる事業費の区分及び各費目の内容は国実施要領別表第1に定めるとおりとする。 |
| 補助金額 | 補助対象経費の2/3以内（限度額は、市長が別に定める。） |

(5) 薪ストーブ及び薪ボイラー

| | |
|--------|--|
| 補助対象者 | 住宅又は事業所に補助対象設備を設置する者 |
| 補助対象設備 | <p>1 国実施要領別紙2の2イ（ケ）に定める交付要件を満たすこと。</p> <p>2 本市の区域内に設置されるものであること。</p> <p>3 本市の区域内で生産された木材を使用する設備であること。</p> <p>4 商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は交付対象外とする。</p> <p>5 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て導入する設備でないこと。</p> |
| 補助金額 | 設備費用の2/3以内（500,000円を限度とし、オプション設備及び設置に関する工事費を除く。） |

(6) 高効率空調機器

| | |
|--------|--|
| 補助対象者 | 事業所に補助対象設備を設置する者 |
| 補助対象設備 | <p>1 国実施要領別紙2の2ウ（チ）に定める交付要件を満たすこと。</p> <p>2 本市の区域内に設置されるものであること。</p> <p>3 商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は交付対象外とする。</p> |

| | |
|------|--|
| | 4 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て導入する設備でないこと。 |
| 補助金額 | 1 補助対象事業の実施を南丹市内業者との契約により行う場合は、本体及び設置費用の2/3以内 (500,000円を限度とする。) 2 補助対象事業の実施を南丹市外業者との契約により行う場合は、本体及び設置費用の1/2以内 (500,000円を限度とする。) |

(7) 高効率給湯器

| | |
|--------|--|
| 補助対象者 | 南丹市が選定する事業者で、指定の場所に補助対象設備を設置する者 |
| 補助対象設備 | 1 国実施要領別紙2の2ウ(チ)に定める交付要件を満たすこと。 2 本市の区域内に設置されるものであること。 3 商用化され、導入実績があるものであること。 また、中古設備は交付対象外とする。 4 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て導入する設備でないこと。 |
| 補助金額 | 補助対象経費の1/2以内 |

(8) 省エネ診断

| | |
|--------|------------------------------------|
| 補助対象者 | 事業所において省エネ診断を実施する者 |
| 補助対象経費 | 省エネ診断に関する経費 |
| 補助金額 | 省エネ診断に関する経費の2/3以内 (20,000円を限度とする。) |